

令和7年1月

教育環境に関する基本方針

新城市教育委員会

新城市教育委員会は、『望ましい教育環境に関する意識調査』の結果を基に、以下のとおり、今後の基本方針を示します。

1 基本方針

存続希望の割合が、統合希望の割合を下回る小学校においては、情報を共有するとともに、存続か統合かについて学区で協議し、2年間程度をめどに存続か統合かを決めます。

その他の小学校においても、学校ごとに意識調査の結果を周知し、今後の学校のあり方について協議するために、情報の共有を図ります。

2 よりよい教育環境の構築に向けて

- ① 学区制の柔軟化について検討を開始します。本人・保護者が、指定された学区外の小中学校への入学、転学を強く希望する場合、それを認可することの是非について検討し、令和7年8月をめどに、導入の可否を決めます。
- ② 小学校低学年の児童数が1学級30人を超える学校において、少人数学級の導入を検討します。
- ③ 学校間交流の積極的な導入を検討し、令和7年度から着手します。
- ④ 義務教育学校等に関する情報提供を行い、学校運営協議会等での検討を依頼します。

3 教育行政、学校運営への反映

総合教育会議、教育委員会会議、小中学校長会議等において、意識調査の結果とともに、保護者から寄せられた意見を共有します。保護者の願い、教育への期待、解決すべき課題を理解したうえで、よりよい教育行政、学校運営の実現につなげます。

4 意識調査の継続

今後、子どもを取り巻く教育環境が大きく変化することが想定されます。保護者への意識調査を継続し、意見や要望の把握に努めます。

○『1 基本方針』に関する付記(1)

①存続希望の割合が、統合希望の割合を下回る小学校においては、②情報を共有するとともに、③存続か統合かについて学区で協議し、2年間程度をめどに存続か統合かを決めます。

- ① 今回の保護者の意識調査において該当するのは、庭野小学校です。
- ② 庭野小学校の『意識調査の集計結果』と『予想される児童数と学級編成の詳細』を情報提供し、共有を図ります。
- ③ 教育委員会事務局が、区長等の地区の代表者に相談し、協議の場を設けます。

○『1 基本方針』に関する付記(2)

④その他の小学校においても、学校ごとに意識調査の結果を周知し、今後の学校のあり方について協議するために、⑤情報の共有を図ります。

- ④ 『意識調査の集計結果』を学校ごとに提示します。
- ⑤ 将来、複式学級が編成される小学校においては、『予想される児童数と学級編成の詳細』を情報提供し、共有を図ります。併せて、『小規模小学校の存続を望む意見』と『小規模小学校の統合を望む意見』を提示します。

○『3 教育行政、学校運営への反映』に関する付記

総合教育会議、教育委員会会議、小中学校長会議等において、意識調査の結果とともに、保護者から寄せられた意見を共有します。⑥保護者の願い、教育への期待、解決すべき課題を理解したうえで、よりよい教育行政、学校運営の実現につなげます。

- ⑥ 今回の意識調査において、子どもたちの教育環境について、多くの保護者の皆様から意見や要望をいただきました。いずれも、新城市の小中学校で成長していく子どもたちに対する愛情に満ちた貴重なものと受け止めています。いただいた意見については、学校教育に携わる教育委員会と市内全小中学校の職員で共有を図り、教育環境の改善に努めます。学校の存続や統合に関することだけでなく、人的環境、物的環境など、さまざまな面で改善や工夫を重ね、子どもたちの健やかな成長につながる教育環境を創出していきます。